

## 議員提出議案第11号

### 危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、危険ドラッグを吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡するなどの事例が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる犯罪や重大な交通事故について度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは、規制薬物・指定薬物と似た成分が含まれており、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により健康被害が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入し、使用することへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令の改正により、昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、化学構造が似た物質を一括で指定薬物として指定しています。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については大麻や覚醒剤と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の指定には数箇月を要し、その間にも規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回り、取り締まる側と製造・販売する側との「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

よって、国においては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化するため、以下の施策を講ずることを強く求めます。

- 1 インターネット販売を含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び危険ドラッグ使用と健康被害との因果関係に関する調査研究の推進並びに人員確保を含めた取締体制の充実強化を図ること。
- 2 簡易に鑑定ができる技術の開発を始め、鑑定時間の短縮に向けた研究の推進及び指定薬物の指定に係る手続の迅速化を図ること。
- 3 薬物乱用や再乱用の防止のため、危険ドラッグの危険性の周知及び学校等での薬物乱用防止教育の徹底並びに相談体制・医療体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月17日提出

提出者 さいたま市議会議員 中山 欽 哉

	同	高野秀樹
	同	高橋勝頼
	同	山崎章
	同	添野ふみ子
賛成者	さいたま市議会議員	桶本大輔
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	加川義光
	同	土井裕之